

津堅島訓練場水域におけるパラシュート降下訓練の中止を求める意見書

令和元年5月2日、うるま市津堅島沖合において、米軍によるパラシュート降下訓練が実施され、5月14日には、MV-22オスプレイからのパラシュート降下訓練が実施された。

さらに、5月22日から23日にかけて、同訓練場水域における訓練を実施する旨の事前通告がなされている。

本市議会は、これまでも船舶の航行安全上の問題等から津堅島訓練場水域におけるパラシュート降下訓練の中止を求めてきたところであるが、度重なる訓練の実施は、いかなる理由があるにせよ到底容認できるものではない。

沖縄の施設・区域に関する昭和47年の日米合同委員会合意（5.15メモ）において、この水域の使用条件は水陸両用訓練とされているが、パラシュート降下訓練には触れられていない。

また、船舶の航行や漁業について「軍隊の活動を妨げない限り制限しない」とされていることから、本島と津堅島を結ぶ定期船や漁船等が頻繁に航行しており、事前に通知がなされてはいるものの、一歩間違えれば重大な事故につながる可能性があり、極めて危険である。

さらに、米軍が当該水域を使用する場合、7日前までに沖縄防衛局に通告することとされているが、実際には使用する日時のみでの通知で、その訓練内容等については明らかにしていない。

津堅島訓練場水域内での米軍によるパラシュート降下訓練は、平成29年、平成30年ともに年間9回実施され、その都度うるま市及び沖縄県は、訓練の中止を強く求めたが、それを無視する形で強行されてきており、同訓練の常態化が強く懸念されるものである。

よって、うるま市議会は、市民の生命・財産、安全を守る立場から津堅島訓練場水域でのパラシュート降下訓練に対し、厳重に抗議するとともに下記事項について強く要請する。

記

1. 津堅島訓練場水域でのパラシュート降下訓練を一切行わないこと。
2. 日米合同委員会において「津堅島訓練場水域ではパラシュート降下訓練を行わない」ことを決定し、明記すること。
3. 日米地位協定の抜本的改定を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年5月20日

沖縄県うるま市議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣
外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長